

小田原市立下中小学校保護者と教職員の会 規約

第1章 名称および目的

第1条 この会は、小田原市立下中小学校保護者と教職員の会（以下「会」と言う。）といい、事務局を学校内に置く。

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会での児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする。

- (1) よい保護者、よい教職員となるよう努めること
- (2) 家庭と学校と地域との緊密な連携によって児童の生活を指導すること
- (3) 児童の生活環境をよくすること
- (4) 公教育費を充当することに努めること
- (5) 国際理解に努めること
- (6) その他この会の目的のために必要な活動をする

第4条 この会は教育のための自主的な民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童青少年の教育ならびに福祉のために活動する団体および機関と協力すること
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また専ら営利を目的とするような行為は行わないこと
- (3) この会またはこの会の役員の名で選挙運動に関係しないこと
- (4) 学校の人事その他の管理には干渉しないこと

第2章 会員

第5条 この会の会員になることのできる者は次のとおりである。

- (1) 下中小学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者
- (2) 下中小学校の教職員

第6条 会員は会費を納めるものとし、負担の方法は細則に定める。

第7条 この規約でとくに規定された事項を除き、すべて平等の義務と権利を有する。

第8条 会員は小田原市PTA連絡協議会、神奈川県PTA協議会および日本PTA全国協議会の会員となる。

第3章 経費

第9条 この会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入によって支払いされる。

第10条 経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を受けなければならない。

第12条 この会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 役員

第13条 この会の役員は、会長、副会長、書記、会計とし、定数および役割は細則に定める。

第14条 役員は他の役員、会計監査委員または役員候補者推薦委員を兼ねることはできない。

第15条 役員は総会において選出される。

第16条 役員の任期は1年間とする。ただし、同じ役職については1回に限り再任を妨げない。また、教職員についてはこの限りでない。

第5章 会計監査委員

第17条 この会の会計を監査するため、教職員1名・保護者1～2名の会計監査委員をおく。

(附則) この細則は令和5年5月29日から実施する。

第18条 会計監査委員は総会で承認を受けて選出され、任期は1年間とする。

第19条 年度の中間および年度末の決算の経理を監査し、総会に報告する。また、必要に応じ臨時監査を行うことができる。

第6章 役員および会計監査候補者推薦委員会

第20条 役員および会計監査委員の候補者を推薦するときは、役員および会計監査委員候補者推薦委員会を置くものとし、必要な事項は細則で定める。

第7章 総会

第21条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高の議決機関である。

第22条 定期総会は年度始と年度末の2回とし、議事内容は別に定める。

第23条 臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合または会員の10分の1以上の要求があったとき会長が召集する。原則として会議によって開催し決議するが、災害時などの緊急事態により会議を開くことができないなどの止むを得ない場合は、事前に運営委員会が定める方法により、会議を開かず書面決議を行うことができる。

(附則) この細則は令和2年6月17日から実施する。

第24条 総会は会員の3分の1以上の出席(委任状を含む)によって成立し、その議事は出席者の過半数で決する。

第25条 総会の議長等は運営委員会の委員をもって充てる。

第8章 運営委員会

第26条 運営委員会は役員、常置委員会正副委員長、校長、教頭および臨時委員会のあるときはその正副委員長をもって構成される。

第27条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 各常置委員会及び臨時委員会相互の連絡調整をはかること
- (2) 総会に提出する議案の審議検討及び報告書を作成すること
- (3) 補正予算の審議と承認
- (4) 総会より委任された事項の処理
- (5) 役員及び委員長に欠員を生じた場合これを補充すること
- (6) 細則の制定又は改廃をすること
- (7) その他この規定に定めるもののほか、役員及び活動機関の権限以外の事務を処理すること

第28条 運営委員会は会長が必要と認めたときまたは構成員の2分の1以上の要求があったとき開催し、構成員の2分の1以上出席により成立する。

第29条 議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、細則の制定、改廃については構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第9章 常置委員会および臨時委員会

第30条 この会の活動に必要な事項について調査、研究、立案して効果的な活動を行うために、常置委員会を置き、必要な事項は細則に定める。

第31条 特別な事項について必要があるときには、臨時委員会を設けることができる。必要な事項は細則で定める。

第10章 細則

第32条 この会の運営について必要な細則はこの規約に違反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。

第33条 細則の制定、改廃をした場合にはその結果を次期総会に報告しなければならない。

第11章 改正

第34条 この規約は総会において出席者(委任状を含む)の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は総会開催の少なくとも2週間前に全会員に知らせておかなければならない。

第12章 附則

第35条 この規約は昭和36年7月14日より実施する。

[改正] 昭和44年3月18日、昭和46年4月27日、昭和49年3月19日、昭和50年3月18日、昭和50年12月12日、昭和58年4月25日、昭和60年12月19日、平成元年3月17日、平成6年3月17日、平成8年3月13日、平成11年3月10日、平成12年3月10日、平成19年2月27日、平成25年3月1日、平成26年3月5日、令和2年6月17日

下中小学校保護者と教職員の会の創立を記念する日に関する細則

第1条 この細則は規約第32条に基づいて定めるものとする。

第2条 「下中小学校保護者と教職員の会の創立を記念する日」は、規約第2条に掲げる「子どもたちの幸福な成長」がこの会の願いであることに立ち返ること、およびその願いのために活動を積み重ねてきたすべての人に敬意

を表することを目的とする。

第3条 昭和23年3月6日に、この会の前身である「父母と先生の会」の創立発会式が挙行されたことにちなみ、毎年3月6日を「下中小学校保護者と教職員の会の創立を記念する日」と定める。

(附則) この細則は平成26年3月5日から実施する。

会費に関する細則

第1条 この細則は規約第6条に基づき定めるものとする。

第2条 会費は、会員一人当たり月額300円として、1期全納とする。

第3条 年度途中の転校などについては、在籍する月の会費を納めることとして、月割りで精算する。

(附則) この細則第2条は細則（昭和36年7月14日施行）を改め、平成30年4月19日から実施する。

役員に関する細則

第1条 この細則は規約第13条に基づいて定めるものとする。

第2条 この会の役員は次のとおりである。

- (1) 会長 1名（保護者）
- (2) 副会長 1名以上3名以内（保護者）。
ただし、小田原市PTA連絡協議会（以下「市P連」という）の役員に選出される年度に限り副会長2名以上4名以内とし、内1名を市P連役員専任とする。
- (3) 書記1名（教職員）
- (4) 会計2名（保護者1名、教職員1名）

第3条 本部役員の役割は次のとおりとする。

- (1) 総務
会員が活動しやすい環境を整えて円滑な運営をサポートするため、次の役割を行うものとする。
 - ア 予算・決算に関すること
 - イ 総会および運営委員会などの会議に関すること
 - ウ 委員の委嘱に関すること
 - エ そのほか会の運営に関すること
- (2) 渉外
会を代表して外部の団体と交渉し、連絡調整を図る。
- (3) 会計
会の運営に必要な金銭の計算、出納管理をする。
- (4) 庶務
記録、通信、備品管理などの会の運営に必要な事務全般をする。
- (5) 市P連役員
市P連役員選出年度に限り、他の本部役員と連携を図りながら市P連の役割を専任して行う。

第4条 役員に欠員が生じたときは運営委員会がこれを補充する。なお、任期は前任者の残任期間とする。

第5条

- (1) 一家庭において本部役員経験者は、常置委員会、推薦委員会、臨時委員会の正副委員長の就任を辞退することができる。
- (2) 本部役員経験者は、常置委員会および臨時委員会の委員を、一家庭に対して2回目の選出については辞退することができる。
- (3) 会長に限り、会長職を受けて以降の全て（弟・妹）のPTA業務（本部・常置委員）を辞退することができる。
ただし、希望する場合は受けることができる（その時は希望の委員に就くことができる）。

(附則) この細則第2条（2）は細則（昭和36年7月14日施行）を改め、令和4年9月12日より実施する。
この細則第5条（3）は細則（昭和36年7月14日施行）を改め、令和5年2月13日より実施する。

役員および会計監査委員の推薦に関する細則

第1条 この細則は規約第20条に基づき定めるものとする。

第2条 役員および会計監査委員の推薦のため、役員および会計監査委員推薦委員会（以下「推薦委員会」という）を置く。

第3条 推薦委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 教職員 1名
- (2) 常置委員会は、次のとおり推薦委員を互選により選出し、推薦委員として独立する。
 - ア ベルマーク委員会 1名
 - イ イベント委員会 1名
 - ウ 広報委員会 1名
 - エ 学区安全委員会 1名
- (3) 互選により、委員長1名および副委員長1名以上を選出する。

第4条 会長は、委員名を全会員に報告する。

第5条 推薦委員は役員および会計監査委員の候補者となることはできない。

第6条 推薦委員会は、年度末総会にて役員および会計監査委員の候補者の氏名を会員に通知する。

第7条 推薦委員会が候補者を推薦した後でも、会員によって他の候補者を推薦することができる。

- (1) この場合、推薦しようとする候補者の同意を得るとともに、総会の2日前までにその氏名、性別、児童の在籍学年を、文書をもって推薦委員長に届けるものとする
- (2) 上記(1)の届出があった場合、推薦委員会は選挙管理の任務を行う

第8条 第6条および第7条において、候補者の氏名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。

第9条 推薦委員会は総会において、役員および会計監査委員を推薦する。

(附則) この細則は細則（昭和36年7月14日施行）を改め、令和6年5月1日より実施する。

常置委員会等に関する細則

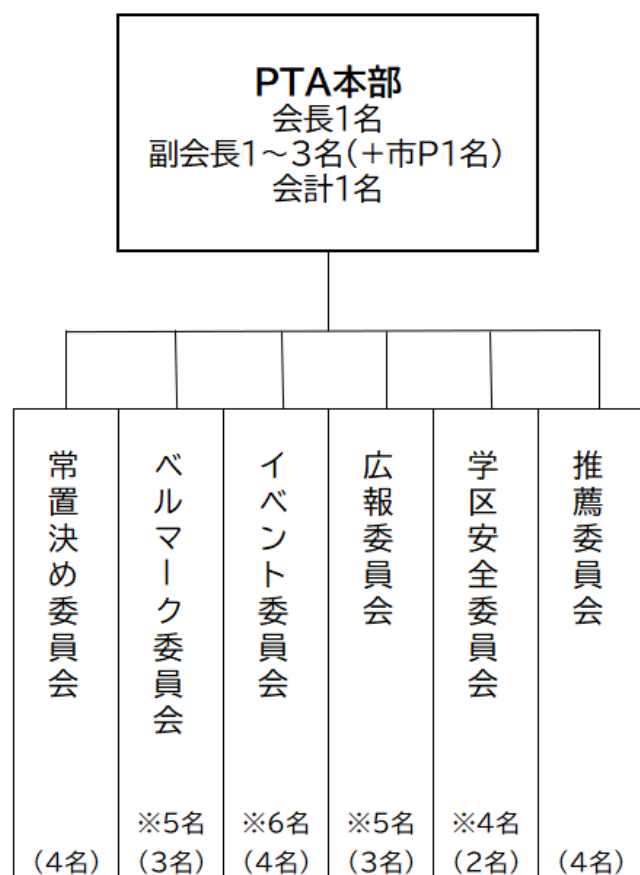
第1条 この細則は規約第30条および第31条に基づき定めるものである。

第2条 常置委員会として、常置決め委員会、ベルマーク委員会、イベント委員会、広報委員会、学区安全委員会、推薦委員会を置き、会長が委嘱する。

第3条 常置委員会委員の定員は次のとおりとする。

- (1) 希望を募り選出する。
- (2) 6学年の常置委員未経験の保護者は、優先的に選出となる場合がある。

令和6年度のPTA本部・常置委員会組織図



【常置委員の決め方】

①まず、ベルマーク委員会・イベント委員会・広報委員会
学区安全委員会の各常置委員を※の人数で選出する。

②各常置委員会から、常置決め委員会と推薦委員会を
それぞれ1名ずつ選出する。
(常置決め委員・推薦委員は、元の委員会との兼任はしない。)

③各常置委員会は、()内の人数にて、運営を行う。

- *各委員会に委員長1名・副委員長1名ずつ配置する。
- *うつつしーまつり(前日準備、当日)・運動会お手伝いは
本部役員・各常置委員、全員参加で行う。
- *イベントは、本部とイベント委員会が中心となって考え
イベントの規模に合わせボランティアを募り開催する。
- *広報委員会が作成する広報誌は、会報しもなか1号のみ。
- *会計監査はPTA役員に含まれません。

※常置委員が代表になりボランティアを募集して、こどもたちのためにみんなで活動する

(附則) この細則第2条、第3条は細則(昭和36年7月14日施行)を改め、令和4年9月12日から実施する。

第4条 常置委員の選出は、自己申告書により行うものとし、次のとおりとする。

- (1) 会員は、次年度に希望する委員会名、過去に受けた委員会名および役員名等を記入した自己申告書を常置決め委員会に提出する。
- (2) 常置決め委員会は、自己申告書をもとに常置委員を選出し、これを会員名簿に記録し保存する。

(附則) この細則第4条は細則(昭和36年7月14日施行)を改め、令和6年5月1日から実施する。

第5条 常置委員会の委員長および副委員長の選出については次のとおりとする。

- (1) 会員より互選にて、委員長1名および副委員長1名以上を選出する。
- (2) 常置委員の2巡目は、一家庭につき1回とし、兄弟姉妹の学年で再び2巡目が発生した場合は辞退することができる。

(附則) この細則第5条は細則(令和4年9月12日施行)を改め、令和6年5月1日から実施する。

第6条 常置委員会の主たる活動は次のとおりである。

- (1) 常置決め委員会
常置決め等に関すること。
- (2) ベルマーク委員会
ベルマーク、テトラパック、インクカートリッジに関すること。
- (3) イベント委員会
PTA 主催行事に関すること。
- (4) 広報委員会
情報の収集や発信に関すること。
- (5) 学区安全委員会
児童の安全と安全に資する活動に関すること。

(6) 推薦委員会

本部役員、会計監査決め等に関すること。

第7条 臨時委員会は運営委員会の承認により設置することができる。

第8条 臨時委員会にかかる定員、任期、活動内容等は運営委員会で定めるものとする。

第9条 会員は、常置委員会および臨時委員会の委員を、児童一人の在学に対して1回以上行うことを原則とする。

(附則) この細則第4条、第5条、第6条は細則（昭和36年7月14日施行）を改め、令和4年9月12日から実施する。

旅費等および交際費に関する細則

第1条 この細則は、規約第32条に基づいて定めるものとする。

第2条 会長が必要と認める会員の出張については、学校を起点とした交通費を次のとおり支給する。

(1) 公共交通機関を利用した場合には、合理的な経路による料金

(2) 公共交通機関以外を利用した場合には、一律500円

第3条 会長が必要と認める会員の出張については、日当として一律500円を支給する。

第4条 会長が必要と認める会員の交際費については、請求金額の全額を支給する。

第5条 この細則にかかる支出については、中間会計監査及び年度末会計監査の対象として審査を受ける。

(附則) この規定は、規約（昭和63年4月1日施行）を改め、平成26年4月1日から実施する。

弔慰等に関する細則

第1条 この細則は、規約第32条に基づいて定めるものとする。

第2条 会員および児童の死亡に際しては、金5,000円を弔慰金として呈し、葬儀等への参列は任意とする。

第3条 PTA主催行事等に起因した傷病により、1か月以上の療養または2週間以上の入院を要する場合は金5,000円を見舞金として呈する。

第4条 その他必要が生じた場合は、役員と校長などにより協議する。

(附則) この細則は、規定（昭和63年4月1日施行）を改め、平成26年4月1日から実施する。

(附則) この細則は、規定（昭和63年4月1日施行）を改め、令和6年5月1日から実施する。